

会計	繰越	検算	転記	○	
①	①	①	①	○	

※該当箇所には  をすること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

(その1)

# 収支報告書

(ふりがな)

あかえだつねおこうえんかい

- 1 政治団体の名称 赤枝恒雄後援会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都港区元麻布3-1-30  
2F
- 3 代表者の氏名 赤枝 恒雄
- 4 会計責任者の氏名 星田 美紗

5 令和 3 年分

団体コード	1	2	5	0	0	5	1	9	2	0	0	1	2	1
前年繰越額	78,657,422 円													

事務担当者の氏名 岡田 奈月

電話番号 03-5786-4850



2011

### 資金管理団体の指定の有無

有  無

公職の種類 参議院議員 (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 赤枝 恒雄

### (※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

### 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 赤枝 恒雄

公職の種類 参議院議員 (現・候)

### (※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

100060

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	78,657,422
(前年からの繰越額)	78,657,422
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	5,483,752
翌年への繰越額	73,173,670

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	600,000	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	129,041	0	
(4) 事 務 所 費	770,901	0	
小 計	1,499,942	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	3,014,660	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	965,960	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	965,960	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	3,190	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	3,983,810	0	
合 計	5,483,752		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	129,041				
	合 計	129,041				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	葉書代	18,711	R3/1/26	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	政治資金監査報酬	110,000	R3/6/29	黒田正幸	東京都目黒区柿の木坂1-30-19グ レース柿の木坂5F	
3	葉書代	14,301	R3/12/15	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	事務所の借料損料	600,000	R3/12/20	株式会社ガールズガード	東京都港区元麻布3-1-30	
5	製品・サポート代として	25,300	R3/12/27	弥生株式会社	札幌市中央区北2条西4-1-10F	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	768,312				
	その他の支出	2,589				
	合 計	770,901				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	渉外費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	関係先贈答品	22,844	R3/10/4	セブンイレブン参議院議員会館店	東京都千代田区永田町2-1-1	
2	関係先贈答品	10,630	R3/10/21	おかめ堂	東京都千代田区永田町2の1の1衆議院第2議員会館地下一階	
3	関係先贈答品	29,500	R3/10/25	呼きつね	東京都港区六本木7-8-5藤和六本木ユープⅡ	
4	関係先贈答品	30,000	R3/10/28	株式会社MJ企画	東京都足立区千住仲町18番6号	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	92,974				
	その他の支出	387,598				
	合 計	480,572				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	交際費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	関係先打ち合わせ飲食代	12,196	R3/1/6	わだ家別邸	東京都港区西麻布3-17-22モダンフォルク1F・2F	
2	関係先打ち合わせ飲食代	37,020	R3/1/9	ナルカミ	東京都目黒区鷹番3丁目21-18	
3	関係先打ち合わせ飲食代	10,060	R3/1/10	ナルカミ	東京都目黒区鷹番3丁目21-18	
4	関係先打ち合わせ飲食代	31,490	R3/1/11	ナルカミ	東京都目黒区鷹番3丁目21-18	
5	関係先打ち合わせ飲食代	22,742	R3/1/14	公益財団法人国際文化会館	東京都港区六本木5丁目11番16号	
6	関係先打ち合わせ飲食代	19,360	R3/1/17	公益財団法人国際文化会館	東京都港区六本木5丁目11番16号	
7	関係先打ち合わせ飲食代	44,220	R3/2/11	株式会社資生堂パーラー	東京都中央区銀座八丁目8番3号	
8	関係先打ち合わせ飲食代	28,050	R3/2/18	やげん亭	東京都港区赤坂2-14-27	
9	関係先打ち合わせ飲食代	31,262	R3/3/2	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
10	関係先打ち合わせ飲食代	18,711	R3/3/12	株式会社ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
11	関係先打ち合わせ飲食代	33,957	R3/3/17	株式会社ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
12	関係先打ち合わせ飲食代	60,846	R3/3/19	株式会社白金壺中庵	東京都港区白金台1丁目1番1号	
13	関係先打ち合わせ飲食代	22,900	R3/3/22	寿し処阿部 六本木店	東京都港区六本木3-16-26ハリファックスビル1F	
14	関係先打ち合わせ飲食代	11,806	R3/4/29	公益財団法人 国際文化会館	東京都港区六本木5丁目11番16号	
15	関係先打ち合わせ飲食代	12,952	R3/5/4	天壇 赤坂店	京都府京都市東山区宮川筋1丁目221番地	
	こ の 頁 の 小 計	397,572				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	交際費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	関係先打ち合わせ飲食代	18,874	R3/5/18	公益財団法人 国際文化会館	東京都港区六本木5丁目11番16号	
17	関係先打ち合わせ飲食代	12,144	R3/5/20	株式会社ペニンシュラ東京	東京都千代田区有楽町1-8-1	
18	関係先打ち合わせ飲食代	22,022	R3/5/22	ざくろ室町店	東京都中央区日本橋室町2-2-1 コレド室町4F	
19	関係先打ち合わせ飲食代	76,016	R3/5/23	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
20	関係先打ち合わせ飲食代	13,200	R3/6/1	MT&Mホテルマネジメント株式会社 社東京エディション虎ノ門	東京都港区虎ノ門4丁目1番1号	
21	関係先打ち合わせ飲食代	17,215	R3/6/10	天壇 赤坂店	京都府京都市東山区宮川筋1丁目221番地	
22	関係先打ち合わせ飲食代	21,320	R3/6/29	わだ家別邸	東京都港区西麻布3-17-22モダンフォルム1F・2F	
23	関係先打ち合わせ飲食代	74,815	R3/7/18	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
24	関係先打ち合わせ飲食代	37,400	R3/7/21	株式会社初花	文京区大塚5-30-7-202	
25	関係先打ち合わせ飲食代	26,290	R3/8/2	米澤牛料理店雅山	東京都港区麻布台3-5-5飯倉ヒルズ2F	
26	関係先打ち合わせ飲食代	16,730	R3/8/16	寿し処阿部 六本木店	東京都港区六本木3-16-26ハリファックスビル1F	
27	関係先打ち合わせ飲食代	22,334	R3/10/6	BAR Queen' S-Q	東京都港区六本木3-16-14KYビルB1	
28	関係先打ち合わせ飲食代	14,520	R3/10/10	有限会社今半別館	台東区浅草2丁目2番5号	
29	関係先打ち合わせ飲食代	50,170	R3/10/25	寿し処阿部 六本木店	東京都港区六本木3-16-26ハリファックスビル1F	
30	関係先打ち合わせ飲食代	73,030	R3/10/30	たこはる	東京都世田谷区三軒茶屋2-14-21	
	この頁の小計	496,080				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	交際費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
31	関係先打ち合わせ飲食代	29,370	R3/11/3	米澤牛料理店 雅山	東京都港区麻布台3-5-5飯倉ヒルズ2F	
32	関係先打ち合わせ飲食代	13,922	R3/11/3	BAR Queen' S-Q	東京都港区六本木3-16-14KYビルB1	
33	関係先打ち合わせ飲食代	19,210	R3/11/9	BAR Queen' S-Q	東京都港区六本木3-16-14KYビルB1	
34	関係先打ち合わせ飲食代	58,210	R3/11/10	BAR Queen' S-Q	東京都港区六本木3-16-14KYビルB1	
35	関係先打ち合わせ飲食代	23,232	R3/11/12	天蒼々	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズウエストウオーク5F	
36	関係先打ち合わせ飲食代	21,353	R3/11/13	グランドハイアット東京	東京都港区六本木6-10-13	
37	関係先打ち合わせ飲食代	56,342	R3/11/15	大三	東京都世田谷区三軒茶屋2-16-16	
38	関係先打ち合わせ飲食代	21,007	R3/11/21	つきじ喜代村 すしざんまい	東京都港区六本木3-14-11セントスビル1F	
39	関係先打ち合わせ飲食代	55,732	R3/11/28	レストランラ・マーレ	神奈川県三浦郡葉山町堀内24-2	
40	関係先打ち合わせ飲食代	11,800	R3/12/7	JAZZ CAFE LONDON	東京都港区六本木4-9-5ISO六本木ビルB1F	
41	関係先打ち合わせ飲食代	20,370	R3/12/7	株式会社ニュー・オータニ	千代田区紀尾井町4-1	
42	関係先打ち合わせ飲食代	50,000	R3/12/8	セルリアンタワー東急ホテル	東京都渋谷区桜丘町26-1	
43	関係先打ち合わせ飲食代	15,880	R3/12/9	やげん亭	東京都港区赤坂2-14-27国際赤坂ビル東館B1	
44	関係先打ち合わせ飲食代	48,438	R3/12/10	BAR Queen' S-Q	東京都港区六本木3-16-14KYビルB1	
45	関係先打ち合わせ飲食代	37,840	R3/12/12	今半別館	東京都台東区浅草2-2-5	
	こ の 頁 の 小 計	482,706				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
46	関係先打ち合わせ飲食代	10,750	R3/12/14	島唄樂園美海店	東京都港区南青山1-15-18リーラ乃木坂1階	
47	関係先打ち合わせ飲食代	13,400	R3/12/18	セルリアンタワー東急ホテル	東京都渋谷区桜丘町26-1	
48	関係先打ち合わせ飲食代	11,220	R3/12/27	甚六	東京都港区白金6-23-3-1F	
49						
	この頁の小計	35,370				
	その他の支出	50,000				
	合計	1,461,728				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	タクシー代	17,420	R3/5/20	京成タクシー松戸西(株)	松戸市小金きよしヶ丘3-25-10	
2	タクシー代	16,230	R3/7/19	京成タクシー松戸西(株)	松戸市小金きよしヶ丘3-25-10	
3	交通費及び宿泊代	106,780	R3/10/6	株式会社旅屋	東京都新宿区高田馬場2丁目14-2	
4	タクシー代	17,620	R3/11/9	京成タクシー松戸西(株)	松戸市小金きよしヶ丘3-25-10	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	158,050				
	その他の支出	914,310				
	合 計	1,072,360				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝用自動車購入・維持費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/1/4	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
2	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/2/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
3	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/3/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
4	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/4/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
5	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/5/6	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
6	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/6/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
7	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/7/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
8	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/8/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
9	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/9/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
10	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/10/4	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
11	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/11/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
12	宣伝用自動車リース費	77,000	R3/12/2	トヨタファイナンス株式会社	名古屋市中区錦2-17-21NTTデータ 伏見ビル別館	
13						
14						
15						
	この頁の小計	924,000				
	その他の支出	41,960				
	合 計	965,960				

(その15)

行番号	支出の目的	金額	項目別区分		7. 調査研究費	
			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	書籍購入代	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	3,190				
	合計	3,190				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 5月 25日

政治団体の名称 赤枝恒雄後援会

会計責任者の氏名 星田 美紗



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

## 政治資金監査報告書

赤枝恒雄後援会

令和4年5月 25 日

代表 赤枝恒雄 殿

登録政治資金監査人

黒田正孝

登録番号

第2407号

研修終了年月日

平成21年6月9日



### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、赤枝恒雄後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、赤枝恒雄後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、支出を受けた者の住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項については、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

赤枝恒雄後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、赤枝恒雄後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上